

名古屋市環境科学調査センター手数料条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第27号

名古屋市環境科学調査センター手数料条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市環境科学調査センター手数料条例施行細則（昭和53年名古屋市規則第115号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「及び成績書の写し等の交付」を削る。

別表2成績書の写し等の交付の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に名古屋市環境科学調査センター手数料条例（昭和53年名古屋市条例第24号）第1条第1項の規定により依頼されている事項に係る手数料の額については、なお従前の例による。